

# 法政大学

# 同窓会会報

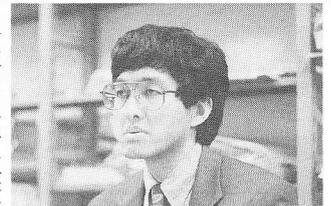
社会学部同窓会

第12号

発行 法政大学  
社会学部同窓会事務局  
(月・水)

住所 〒194-02  
東京都町田市相原町4342

☎・FAX 0427-83-2421



伊藤周平助教

今秋の国会で介護保険法案が審議されています。高齢化と少子化に伴い、介護は切実な問題ですが、国民的な議論にはほど遠いのが現状です。多くの問題を抱えるこの法案のポイントを社会学部の伊藤助教に伺いました。

## 適用は 一%以下

介護保険法案の狙いは何でしょう。

伊藤 公費削減と医療保険の財政建て直しが狙いです。しかし、介護問題は介護保険で解決できるわけではありません。

法案の問題点についてお話しください。

伊藤 ①適用対象者が限定されています。四〇〜六四才の人(第2号被保険者)の九割は保険料が生産にわたって掛捨てになるでしょう。西暦二〇〇〇年に対象となる約四三〇〇万人のうち、約〇・二〜〇・三%しか適

用されません。交通事故で介護が必要になっても適用されず、保険料だけは取られます。老化に伴う疾病が対象では、実際の適用はないと考えざるをえず、実質的には増税と同じです。

②要介護認定をうけなければ適用されません。いくらその状態にあると自分で思っても自治体の認定が必要で、しかも手続が煩雑で一カ月の期間がかかる。実質は二カ月必要でしょう。その間は自己負担ですし、認定されなければそれまで

## サービス 拡大は 期待できない

です。また認定されてもサービスが足りません。

介護保険の前提となる新ゴールドプランが達成できないならば、現金手当を支給すべきかもしれませんが、介護の社会化を進めるには迅速かつ安価なサービスの提供が必要です。しかし、多くの人は切羽詰まって申し込むのに二カ月も待たせるのでは、家族で面倒をみざるをえないでしょう。

## 伊藤周平先生に聞く いま、なぜ介護保険か

経費がかかり、サービス拡大は望めません。サービスが足りなければ、自治体としては認定を厳しくするでしょう。定率

一割の利用者負担も低所得層の人たちの生活実態からは無理です。常勤ヘルパーの増員や新ゴールドプランを達成するほうが先で、その実現もできずに保険料を取るべきではありません。

民間サービスの可能性について論議されていますが、民間企業が参入してもヘルパー事業では、

## ボランティアは 不確定要素

たぶん人件費の回収もできず、採算はとれないでしょう。

ボランティアについてはどうでしょう。

伊藤 あまり期待はできません。主婦や学生が中心では、必要な時間に来てもらえず、継続性などの不確定要素が強すぎます。事実、仕事への評価がされずに毎年多くの人がやめています。介護専

るをえないでしょう。

③国民の負担が増大します。介護保険は今まで公費でやってきたものを保険料と利用者の負担に充てるもので税金の二重取りです。しかも「3年ごとの見直し」とはそのたびに保険料があがることとです。第1号被保険者(六五才以上)の一人あたり保険料(二五〇〇円)も目安でしかなく、第2号被保険者の場合は、いくらになるかわかりません。

ば、増税の必要はありません。今でも財源は公費であり、新ゴールドプランまでは増税なしで十分可能です。

## 保険制度 の破綻!

法案が成立した時の影響について

伊藤 社会保険制度は、保険料の負担に対し、見返りがあることが前提です。しかし、いま導入されれば社会保険制度への信頼関係が崩れ、多くの未加入者や未納者を生み出す。介護保険は、介護保険証一枚あれば、低額でサービスが受けられると



伊藤周平助教



宇佐美編集委員

どうもありがとうございます。 (聞き手)

編集部・宇佐美貴 (写真)

編集部・土屋幸雄

紙面の都合上、言葉が尽くせない部分は、先生の著書を推薦します。

『これでいいのか介護保険』(エイデル研究所)

『介護保険―その実態と問題点』(青木書店)